

NEWS

~ 平成 18 年 8 月

岡経営労務事務所 / 経営労務協会 (労働保険事務組合)

社会保険労務士 岡 忠之

社会保険労務士 岡 健治

横浜市港北区新横浜 2-3-8 KDX 新横浜ビル 2F

TEL 045-471-7749 FAX 045-471-7759

URL <http://www.okakeiei.jp>

社会保険料の計算方法および給与・賞与での控除時期について

給与から控除する社会保険料には、「健康保険、介護保険、厚生年金保険(厚生年金基金)」と「雇用保険」があります。このうち、「健康保険、介護保険、厚生年金保険」を通称「社会保険」と呼ぶことが多く、「雇用保険」とは計算方法、控除の時期が異なります。

今号では「社会保険」と「雇用保険」について、給与および賞与時の計算方法と控除の時期についてご案内いたします。なお、このお知らせではなるべく専門用語を使わず出来るだけ分かりやすい表現にするため法令とは異なる用語を用い、本文中の保険料・保険料率については本人負担分のみを記載しています。また、特殊なケースは本文と異なることがありますのでご了承ください。

雇用保険の計算方法および控除時期

「雇用保険」は、雇用保険に加入している人に支払う給与、賞与から控除します。計算方法は対象となる給与、賞与の金額に雇用保険料率をかけて算出します。算出した雇用保険料に1円未満の端数が生じたときには、50銭以下は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げとします。月々の給与が残業や休日出勤、欠勤や遅刻早退により変動する場合は雇用保険料も変動します。また、雇用保険料の対象となるのは、賃金の支給日にかかわらず、雇用保険の資格取得日以降、資格喪失日までの間の労働対価として支払う賃金が対象となります。資格喪失日以降に資格喪失前の労働対価の給与を支払うときには雇用保険料を控除します。

$$\text{雇用保険料} = \text{給与(賞与)の金額} \times \text{雇用保険料率}$$

(平成18年8月現在 一般の事業 = 8.0/1000、建設業などの特掲事業 = 9.0/1000)

社会保険【給与】の計算方法および控除時期

【給与】の「社会保険（健康保険、介護保険、厚生年金保険）」は、「月」を単位として保険料を控除します。なお、給与から控除する「月」単位の保険料は、実際には翌月に支給日のある給与で控除します。また、国に納付する社会保険料は、当月分保険料を翌月末に本人負担分、会社負担分を合算して納付します。

入社時の社会保険料

社会保険は、資格取得日が属する「月」から対象になります

例：給与締日毎月 15 日、給与支給日当月 25 日の場合

資格取得日（入社日）	資格取得日が属する月	保険料発生月の翌月に支給日のある給与
7月16日	7月分から保険料発生	8月25日支給分から控除
7月31日	7月分から保険料発生	8月25日支給分から控除
8月1日	8月分から保険料発生	9月25日支給分から控除（8月25日は無し）

退職時の社会保険料

社会保険は、資格喪失日（退職日の翌日）の属する月の「前月」までが対象になります

例：給与締日毎月 15 日、給与支給日当月 25 日の場合

退職日	資格喪失日	資格喪失日の属する月の前月	最終保険料月の翌月に支給日のある給与
8月15日	8月16日	7月分まで保険料発生	8月25日支給分まで控除
8月27日	8月28日	7月分まで保険料発生	8月25日支給分まで控除（9月25日は無し）
8月31日	9月1日	8月分まで保険料発生	9月25日支給分まで控除

介護保険料は 40 歳誕生日前日の属する月から対象となり、65 歳誕生日前日が属する月の前月までが対象です。

厚生年金保険料は 70 歳の誕生日前日が属する月の前月までが対象です。

（「月」単位の保険料は、実際には翌月に支給日のある給与で控除）

給与での控除開始月が把握できたら次に実際の保険料を算出します。各人には原則 1 年間固定の「標準報酬月額」が決められていますが、「保険料額表」を確認して「標準報酬月額」に対応する健康保険（介護保険）、厚生年金保険の各保険料を控除します。

残業や休日出勤、欠勤や遅刻などにより毎月の給与に変動がある場合でも「標準報酬月額の改定」が行われた時（定時決定、随時改定など）または「料率変更」があった時を除いて毎月一定の保険料となります。

保険料額表は弊所ホームページ <http://www.okakeiei.jp> より最新のものをご確認ください。

社会保険【賞与】の計算方法および控除時期

【賞与】の「社会保険（健康保険、介護保険、厚生年金保険）」は、実際の賞与額をもとに保険料を控除します。具体的には以下のようになります。なお、算出した保険料に1円未満の端数が生じたときには、50銭以下は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げとします。

また、対象となる【賞与】は、資格取得日の属する月から資格喪失日の属する月の前月までの間にある賞与です。7月15日退職（7月16日資格喪失）の方に対して7月10日に賞与を支給する場合には、社会保険（健康保険、介護保険、厚生年金保険）の保険料は発生しません。

■健康保険（介護保険非該当者）

「賞与支給額（1,000円未満の端数切捨、200万以上支給の場合は200万）」×**41.00**÷1000
料率等は平成18年8月現在。最新の計算方法は弊所ホームページからご確認ください。健康保険組合は、この料率と異なります

■健康保険 + 介護保険（介護保険該当者）

「賞与支給額（1,000円未満の端数切捨、200万以上支給の場合は200万）」×**47.15**÷1000
料率等は平成18年8月現在。最新の計算方法は弊所ホームページからご確認ください。健康保険組合は、この料率と異なります

■厚生年金

「賞与支給額（1,000円未満の端数切捨、150万以上支給の場合は150万）」×**71.44**÷1000
料率等は平成18年8月現在。最新の計算方法は弊所ホームページからご確認ください。厚生年金基金加入事業所は、この料率と異なります

社会保険・雇用保険 国に納付する時期

「給与」で控除した健康保険、介護保険、厚生年金保険の各保険料は、本人負担分に事業主負担分を合算し当月分保険料を翌月末に納付します。上記「例：入社時の社会保険料」の例において7月16日入社の方は、7月分としての保険料を8月25日給与で控除し事業主負担と合算して8月末日に国に納付します。同様に8月1日入社の方は、8月分としての保険料を9月25日給与で控除し事業主負担と合算して9月末日に国に納付します。

「賞与」で控除した健康保険、介護保険、厚生年金保険の各保険料は、本人負担分に事業主負担分を合算して賞与支給日の翌月末に納付します。例えば7月10日支給賞与から控除した保険料は、事業主負担とともに8月末に国に納付します。

これに対して、雇用保険は毎年5月に行う「労働保険年度更新」により申告および納付を行います。「労働保険年度更新」では、既に前年度に納付した「概算保険料」と実際に前年4月分から当年3月分の給与・賞与により計算した「確定保険料」の「差額」を精算します。それと同時に当年4月分から翌年3月分までの「概算保険料」を計算し、確定保険料の過不足精算とあわせて申告・納付を行います。